

常陸大宮市森林整備計画

計画期間

自	令和	6年	4月	1日
至	令和	16年	3月	31日

茨 城 県

常 陸 大 宮 市

目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項 … 1
 - 1 森林整備の現状と課題
 - 2 森林整備の基本方針
 - 3 森林施業の合理化に関する基本方針

- II 森林の整備に関する事項 … 5
 - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）
 - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
 - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第2 造林に関する事項 … 7
 - 1 人工造林に関する事項
 - 2 天然更新に関する事項
 - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
 - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準
 - 5 その他必要な事項

 - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準 … 12
 - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
 - 2 保育の種類別の標準的な方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 … 14
 - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
 - 3 その他必要な事項

 - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 … 19
 - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
 - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
 - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
 - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
 - 5 その他必要な事項

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 … 20

- 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
- 4 その他必要な事項

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項 … 21

- 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

第8 その他必要な事項 … 24

- 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
- 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
- 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

III 森林の保護に関する事項 … 26

第1 鳥獣害の防止に関する事項

- 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法
- 2 その他必要な事項

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項 … 27

- 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
- 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
- 3 林野火災の予防の方法
- 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
- 5 その他必要な事項

IV 森林の保健機能の増進に関する事項 … 29

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

V その他森林の整備のために必要な事項 … 31

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項

- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

(付属資料)

- ・参考資料

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、茨城県の北西部、市の北部が阿武隈山系及び八溝山系の南端に位置し、東部に久慈川、西部に那珂川の二大河川が流れ、その中央部を緒川及び玉川が貫流し、緑豊かな自然景観を有している。

本市の西側は、栃木県に接しており、県境に沿って北から美和地域、緒川地域、御前山地域があり、その東側に北から山方地域、大宮地域が位置している。

本市の面積34,845haのうち、森林面積は22,132.10ha、林野率63.52%と県平均31.79%を大きく上回っている。所有形態別の森林面積は、国有林2,549.69ha、民有林19,582.41haとなっており、その中で大部分を占める民有林のうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は9,708.32haで人工林率49.58%となっている。

人工林の齢級別の内訳をみると、11齢級以上の林分は7,859.39haと約81%を占め、主伐可能な林齢を迎えた森林が充実している。

しかし、森林所有者においては、就業構造の変化、木材価格の長期低迷などにより、林業就業者の減少や高齢化が進行する状況にあり、林家の後継者問題等からも意欲の低下や施業の鈍化が見られる。

このような現状を打開するためには、主伐と再生林により林齢構成の平準化を進めるほか、間伐や保育を実施するなど、森林の適正な管理を図りながら、森林資源の循環利用を推進することが必要である。このためには、市内で生産される優良なスギ・ヒノキの利用を進めるとともに、森林の有する水源涵養や山地災害防止などの機能を維持しながら、基盤となる基幹路網の整備を進めていくことが重要である。なお、これらの取組は、スギ人工林等の伐採・植替え等の促進にもつながり、花粉発生源対策を加速化するためにも重要である。

このほか本市では、平成26年度にチップ工場を建設し、林内に残置されていた未利用間伐材などを木質チップに加工し、市内3か所の温泉施設等に整備した木質バイオマスボイラーの燃料として利用する取組を行っている。再生可能エネルギーである木質バイオマスを燃料として有効に活用することは、森林の整備や林業の活性化につながるとともに、化石燃料の削減や地球温暖化防止の効果も見込まれることから、環境にやさしい資源としてより一層の活用を進める。

さらに、本市の特用林産物として原木しいたけが生産されているが、原発事故による出荷制限等もあり、生産者、生産量ともに減少しているのが現状である。生産量を維持拡大していくためにも、作業の省力化や消費者へのPR、さらに、良質原木の確保やしいたけ原木林の確保・育成を図り、自然環境に配慮した施業を推進し、環境の保全を図りつつ、生産性の向上などを積極的に行う必要がある。

2 森林整備の基本方針

八溝多賀地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、次の(1)、(2)のとおり定める。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の有する機能に応じた望ましい森林資源の姿

森林の有する機能	望ましい森林資源の姿
水源涵養機能 ^{かん}	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。
文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持増進を推進することとする。その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化、豪雨の増加等の自然環境の変化、流域治水と連携した対策の必要性、花粉発生源対策の加速化、放射性物質の影響等にも配慮する。

また、森林の有する各機能を高度に発揮するため、適切な森林施業の面的な実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進することとする。

森林の有する機能ごとの森林整備及び森林施業の基本方策

森林の有する機能	森林施業の基本方策
<p>水源涵養機能^{かん}</p>	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を推進するとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や国民のニーズ等に応じ、奥地水源林等の人工林における針広混交の育成複層林化など天然力も活用した施業を推進することとする。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。</p> <p>具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林としての施業を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林としての施業を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育、間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行うこととする。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することとする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

1のほか八溝多賀地域森林計画の「委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項」等を踏まえ、次のとおり定める。

森林所有者の合意形成、連携を図りながら、提案型森林施業の推進、林業担い手の育成、林業機械化の促進、木材の生産・流通における条件整備を計画的に推進する。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

八溝多賀地域森林計画の「立木の標準伐期齢に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	40年	45年	35年	12年	15年

(注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定められたものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針」に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図るため、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。）が、再び立木地になるこという。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐： 皆伐は、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。

択伐： 択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては、40%以下）の伐採とする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

なお、立木の伐採の標準的な方法を定めるに当たっては、以下のアからオまでに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間の距離として、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえることとする。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、八溝多賀地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行う。

3 その他必要な事項 該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

八溝多賀地域森林計画の「人工造林の対象樹種に関する指針」に基づき、次のとおり定める。なお、苗木については、花粉の少ない苗木の利用に努めることとする。

区分	樹種名
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ、 クヌギ、ケヤキ、ナラ、カエデ

(注) 上記以外の樹種を植栽する場合は、林業普及指導員又は市役所農林振興課に相談の上、適切な樹種を選択する。

(2) 人工造林の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「人工造林の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のア、イの事項を定める。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)
スギ	中仕立	3,000～3,500
	疎仕立	2,000～3,000
ヒノキ	密仕立	3,500～4,000
	中仕立	3,000～3,500
	疎仕立	2,000～3,000

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位級等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市役所農林振興課と相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

イ その他人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地拵えの方法	<p>地拵えは「全刈り地拵え」又は「筋刈り地拵え」とする。</p> <p>「全刈り地拵え」の場合、伐採木の枝条や刈り払い物を山腹の適当な場所に蓄積するか、谷側に巻き落とすことにより、植え付けの際の障害物を全面的に取り除くものとする。ただし、谷筋への巻き落としは、最も肥沃な沢沿い地を埋めないように留意する。</p> <p>「筋刈り地拵え」は、伐採木の枝条や刈り払い物を斜面に一定間隔に筋状に整理することにより、表土の流失防止を図り、平坦地又は傾斜地での作業の効率化を図るため、等高線上の横筋に配列し、急傾斜地では枝状の移動による損傷を防ぐため縦筋に配列するものとする。</p>
植付けの方法	<p>苗木は、目的、植栽地の条件（気候・地形・地質・土壌等）に適した樹種又は品種を選定し、植付け前は苗木を風当たりの少ない日陰に仮植し、また、仮植から植付けまでの苗木の移動 においては、根に強い光線や風を当てないようにして乾燥に十分注意する。</p> <p>植付けは、無風の曇天又は降雨直後に行い、晴天が続いた時は降雨を待って植付け、また、植付け後は、苗木の根の周りを落葉やその他地被物で覆い、乾燥を防ぐようにする。</p> <p>また、伐採後速やかに造林を行う一貫作業やコンテナ苗の活用及び低密度植栽等による低コストな再生林を推進するものとする。</p>
植栽の時期	<p>植栽時期は苗木の成長開始直前4月上旬から4月下旬の春植えによるものとする。</p> <p>しかし、乾燥の激しい時や、農作業等との競合による植付け労務の不足などの止むを得ない場合は、秋植えとする。</p> <p>ただし、秋植えは、地上部の成長が休止し、根部の成長が続いている9月下旬から10月上旬の降雨後に行うものとする。</p>

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林及びそれ以外の森林において、人工造林によるものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新する。

ただし、択伐による伐採に係るものについては、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新する。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業的技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行う。

(1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、カヤ、モミ等
ぼう芽による更新が可能な樹種	コナラ、クヌギ、シラカシ、オニグルミ、ヤマザクラ、ウワミズザクラ、イロハモミジ、イタヤカエデ、クリ、ケヤキ、アカシデ、イヌシデ、スダジイ、タブノキ、ホオノキ、ミズキ等

(2) 天然更新の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「天然更新の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のア、イ、ウの事項を定める。

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
全樹種	1 ha当たり10,000本以上

天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させることとする。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高については、地域の植生等を勘案して定めるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他の天然更新補助作業として必要な事項等について定める。

ぼう芽発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき及び植込みを行うものとする。

区 分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害される箇所について行う。更新完了まで必要な回数を行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
受光伐	後継樹の生育の支障となる樹木の伐採や枝払い等を行う。
芽かき	ぼう芽更新による場合、立地条件、前生樹種、発生状況等を考慮して行う。

ウ その他天然更新の方法

伐採後の造林を天然更新とした場合には、確実な更新を図るために、適時に更新状況を確認し、更新の完了が見込まれない森林については、天然更新補助作業又は植栽を実施するものとする。

なお、天然更新完了の確認を行うに当たっては、茨城県天然更新完了基準を準用するものとする。

天然更新完了基準

・伐採跡地の天然更新の完了は、次の項目をすべて満たした場合とする。

項 目		天然更新完了基準
後継樹の状況	後継樹の樹高	1 m以上かつ草丈以上
	後継樹の密度	1 ha当たり3, 000本以上
	その他	ササ類や草本類の繁茂などにより更新を阻害されるおそれがない。

※この表は、茨城県天然更新完了基準の一部である。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

八溝多賀地域森林計画の「伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

- ・森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年以内に更新するものとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

八溝多賀地域森林計画の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針」に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」（平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知）に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には同通知の（解説編）の3の3-2の4における設定例（現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林）を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林すべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合
1の(1)による。

イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

生育し得る最大の立木の本数を10,000本/haとし、後継樹の密度が3,000本/ha以上となるように更新する。

5 その他必要な事項

特になし。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法、その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
		初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	一般中 径材生 産	15 ～ 25	20 ～ 35	25 ～ 40	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、本数間伐率約20～25%程度で3回実施する。 主伐時本数は約1,200～1,500本程度となる。 中庸の密度管理を行う。	標準伐期齢を超える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。
	一般大 径材生 産	15 ～ 25	20 ～ 30	30 ～ 40	40 ～ 55	平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、成長初期は肥大成長を抑えるよう弱度の間伐(20～25%)で密度を保ち、2回目以降やや強い間伐(30～35%)で林木を疎立させる。 主伐時本数は約600～700本程度となる。	
	良質材 生産	15 ～ 30	20 ～ 35	—	—	10.5cm角以上で長さ3m以上の無節心持柱材を生産目標とし、樹幹が通直完満で断面が正円に近い木を対象とし、平均樹高約11m、平均胸高直径約13cmで初回間伐を実施し、中庸より高い密度(本数間伐率25～30%)を保つように実施する。 主伐時本数は約2,000本程度となる。	
ヒノキ	一般材 生産	20 ～ 30	25 ～ 40	35 ～ 50	—	平均樹高約11m、平均胸高直径約15cmで初回間伐を実施し、やや高い密度(本数間伐率30～35%)を保てるように3回実施する。 主伐時本数は約700～800本程度となる。	標準伐期齢を超える森林は15年に1回、標準伐期齢以下の森林は10年に1回の間伐を実施する。

2 保育の種類別の標準的な方法

八溝多賀地域森林計画の「保育の標準的な方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																					
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
下刈り	スギ	1	1	1	1	1	1	1															
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1	1															
つる	スギ							1			1												
	ヒノキ							1			1												
除伐	スギ								1			1											
	ヒノキ								1			1											
枝打ち	スギ					1			1			1			1			1					
	ヒノキ						1			1			1			1			1				1

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	<p>雑草木類の繁茂状況及び林木の生育状況に応じて造林後、毎年1回以上行うものとする。</p> <p>終期はおおむね7年生とし、林木の生育状況・雑草木類の繁茂状況に応じて適正に行うものとする。</p> <p>状況に応じて下刈り回数の削減や実施期間の短縮に努めるものとする。</p>	
つる切り	つる類の繁茂状況に応じて行う。	
除伐	除伐の対象木は、材木の生育に支障となる広葉樹・かん木類及び形質不良木とする。	
枝打ち	経営の目的・樹種の特性・地位及び地利等を考慮する。	

3 その他必要な事項

特になし。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図ることとする。

当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を定めるものとする。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ	その他広葉樹
全 域	50年	55年	45年	22年	25年

(2) 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林の区域を別表1により定めるものとする。

イ 施業の方法

施業の方法として、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を基本とする。

なお、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、樹種別、地域別に標準伐期齢のおおむね2倍以上の林齢とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

地 域	樹 種				
	スギ	ヒノキ	マツ	クスギ	その他広葉樹
全域	80年	90年	70年	24年	30年

※おおむね、表中の林齢を下限とする。

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。

(2) 施業の方法

施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を選定し、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進する。また、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行うこととする。

別表 1

区 分	森林の区域		面積 (ha)
	地域名	林班	
水源の涵養の機能の維持増進を図るため 森林施業を推進すべき森林	大 宮	15	20.96
	山 方	77～98、 122～124	1,927.56
	美 和	163～275	5,665.51
	緒 川	276～291、 323、324、 328、329	789.53
	御前山	384～387、 405～416	761.5
	合 計		9,165.06
土地に関する災害の防止及び土壌の保全 の機能の維持増進を図るための森林施業 を推進すべき森林	該当なし		
快適な環境の形成の機能の維持増進を図 るための森林施業を推進すべき森林	該当なし		
保健文化機能の維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林	山 方	85、88、89、 95、162	340.93
	御前山	401、 405～412、 424、428、429	525.19
	合 計		866.12
その他の公益的機能の維持増進を図るた めの森林施業を推進すべき森林	該当なし		
木材の生産機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林	山 方	77～84、86、 87、90～94、 96～110、118、 132～161	3,900.99
	美 和	163～273	5,589.1
	緒 川	276～287、 290～323、 333～341、 362～365	2,627.5
	御前山	377～384	441.86

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	
	合 計	12,559.45

※上記の森林の区域を、付属資料の概要図に図示する。

別表 2

施業の方法		森林の区域	面積 (ha)	
伐期の延長を推進すべき森林		大 宮	15	20.96
		山 方	77~98、 122~124	1,927.56
		美 和	163~275	5,665.51
		緒 川	276~291、 323、324、 328、329	789.53
		御前山	384~387、 405~416	761.5
		合 計		
長伐期施業を推進すべき森林		山 方	85、88、89、 95、162	340.93
		御前山	401、 405~412、 424、428、429	525.19
		合 計		866.12
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林 (択伐によるものを除く)	該当なし		—
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし		—
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし		—

- 3 その他必要な事項
特になし。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

- 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
森林所有者の意向、森林組合等林業経営体の状況、市場の動向等を的確に把握する体制を整備し、相互の情報提供と活用を図ることにより、森林施業の受委託の一層の推進を図る。特に不在村森林所有者には、相談会の開催等を通じ、施業意欲の喚起と施業委託の働きかけを積極的に行う。
- 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
不在村を含む森林所有者に対し、林業経営体等施業の集約化に取り組む者への長期の施業や林業経営の委託等を、相談会などを通じて働き掛けを行う。
また、併せて、施業や経営の受託を担う林業経営体に対し、必要な情報提供や助言を行う。
さらに、施業を集約化し、経営規模の拡大を促進するため、地域の合意形成を図ると共に、森林の信託、林地の取得などを普及する。
- 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。
- 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
森林所有者が自ら森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、市が森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、適切な森林の経営管理を推進する。
- 5 その他必要な事項
特になし。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

- 1 森林盛業の共同化の促進に関する方針
適切な森林整備を推進するため、施業実施協定の参加を働き掛けるとともに、その他森林施業の共同化の促進に努めるものとする。
- 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
間伐、森林作業道の整備、境界の明確化など効果の見込まれる施業について重点的に共同化を図ることとし、共同化の推進にあたっては林業経営体と連携することとする。
- 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
森林施業の共同化を効果的に促進するため、共同して森林施業を実施しようとする者は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にするよう留意すること。
- 4 その他必要な事項
特になし。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系作業システム	35以上	75以上	110以上
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系作業システム	25以上	60以上	85以上
	架線系作業システム		-	25以上
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系作業システム	15以上	45 (35) 以上	60 (50) 以上
	架線系作業システム		5 (-) 以上	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系作業システム	5以上	-	5以上

- (注) 1 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステムをいう。
- 2 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステムをいう。フォワーダ等を活用する。
- 3 「急傾斜地」の〈 〉書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定 路線	開設予定 延長(m)	対図番号	備考
該当なし					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

路網の整備に当たっては、施業対象地を有機的に連結する林道・林業専用道、森林作業道の整備を促進することとし、間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業をより効率的に実施するための路網に重点化して整備する。

また、森林所有者が共同利用できる作業拠点施設、災害防止施設、その他森林整備に必要な施設の整備を推進し、作業の効率化、生産コストの低減に努める。

イ 基幹路網の整備計画

開設/拡張	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長 (km) 及び 箇所数	利用区域 面積 (ha)	前半5カ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設 前期	自動車道	林業 專業道	諸沢・北富田 153、158林班	諸沢 北富田	(1.1) 0.5	31	○	①	
開設 前期			下檜沢 267林班	沢口 平草	(1.0) 1.0	50	○	②	
開設 前期			小田野 189、190林班	湯香	(1.2) 1.2	32	○	③	
開設 後期			諸沢・北富田 153、158林班	諸沢 北富田	(1.1) 0.5	31		①	
開設 後期			千田 282、284、285林班	千田作	(2.4) 2.0	49		④	
開設 後期			油河内 293林班	明進	(0.8) 0.4	31		⑤	
開設 後期			小舟 168、169林班	萱坪	(1.1) 0.8	50		⑥	
開設合計				7路線	(8.7) 6.4	274			
拡張 前期	自動車道 (舗装)	林業 專業道	高部 209林班	小田野 磯上沢	(1.6) 1.6	44	○	⑦	
拡張 前期			檜山 423林班	志殿沢	(0.7) 0.7	66	○	⑧	
拡張 後期			長倉 387林班	膳部沢	(1.3) 1.3	30		⑨	
拡張合計				3路線	(3.6) 3.6	140			
拡張 前期	自動車道 (改良)	林業 専用道	大岩 305、309林班	高岩沢	1	60	○	⑩	
拡張 前期			小舟 294、302林班	滝ノ沢 1号	1	31	○	⑪	
拡張 前期			下檜沢・上檜沢 256林班	熊久保 七内	1	26	○	⑫	

拡張前期		諸沢 138、139林班	諸沢	1	48	○	⑬	
拡張前期		西野内・小貫・ 照山 127、 130～134林班	照山	1	180	○	⑭	
拡張前期		小舟 293、322、323林班	栗平 馬打沢	1	35	○	⑮	
拡張後期		鷺子 173林班	滝ノ沢	1	63		⑯	
拡張後期		氷之沢・上檜沢 241、246林班	当平 仲平	1	52		⑰	
改良合計			8路線	8	495			

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付13林整整885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

施設の種類	位置	規模	対函番号	番号
該当なし				

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

森林組合は、施業の共同化、受委託事業の拡大が推進されることにより事業量が増大することとなるので、労働環境の改善、生活の向上、社会保障、福利厚生の充実を促進し、作業班の確立を図る。

技術面においては、高性能機械の導入等近代化を図るなかでオペレーターの養成、林業技能士資格取得など各種研修への参加制度を確立する。また、請負事業体の組織化を検討し、作業班の拡大に努める。

既存の林業事業体の経営体質の強化については、有利な運営資金や各種制度を積極的に活用し、従業員への処遇改善へ理解と協力を求める。近年、製材技術者や森林組合作業班の後継者は多く、明るい見通しとなっているが、地場産業の推進のため養成制度の確立を一層図っていく必要がある。

特用林産物の振興については、しいたけ生産組合が組織化されているが、これについては周年栽培施設の整備、省力化のための機械導入、原木林団地育成を積極的に推進し、栽培者の拡大を図り組織を強化する。

また、奥久慈うるし振興会においても、うるしの造林・保育・生産・加工・利用拡大を積極的に推進すると共に、漆掻き講習会等を開催し担い手育成のための技術指導を行う。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

作業システムの高度化については、森林施業の効率化、労働災害の減少等に資する高性能林業機械等の開発・改良及びその導入・稼働率の向上を図るものとする。

また、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するものとするほか、高性能の林業機械の導入及びその効率的な利用を確保するため、リースやレンタルの活用や林業機械の共同利用など、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。低コストで効率的な作業システムに対応するため、林業機械の導入を促進する。

機械作業システムの目標

区分		目標	
		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	八溝多賀流域 （緩傾斜）	チェーンソー、ハーベスタ、 プロセッサ、グラップル	ハーベスタ、 プロセッサ、グラップル
	八溝多賀流域 （急傾斜）	チェーンソー	チェーンソー、 スイングヤーダ、プロセッサ

なお、地形や作業の条件から高性能林業機械の適用が困難な作業地の伐出作業については、在来機械や自走式搬機等を利用した作業システムとする。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項
 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
該当なし							

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域における鳥獣害の防止の方法

(1) 区域の設定

該当なし

(2) 鳥獣害の防止の方法

該当なし

2 その他必要な事項

特になし

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他森林の保護に関する事項
八溝多賀地域森林計画の「森林病虫害の駆除及び予防その他の森林保護に関する事項」及び関係する行政政策を踏まえ、次の1～5の事項について定める。

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見に努めることとし、森林を守るため、県及び県試験研究機関の指導・協力を得ながら、早期防除に努めることとする。

特に、県内においても被害区域が拡大しているカシノナガキクイムシによるナラ枯れについては、広く情報を収集するとともに、監視を徹底し、地域の体制づくりを含めた適切な防除を推進する。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県及び県試験研究機関、林業経営体、森林所有者等との連携を図る。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

県境付近（常陸太田市や大子町）において、近年、ニホンジカを目撃例が増加していることから、関係機関と連携しながら、必要な措置を講じることとする。

また、ノウサギ、ノネズミによる幼齢木の被害については、情報提供、早期発見及び早期防除に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災については、山火事等による森林被害を防止するため、林内歩道の整備を図りつつ、山火事警防等を適時適切に実施する。また、森林保全巡視員と連携した森林パトロールを行うとともに、森林保護標識板の設置を行い、地域への入込み者に対して森林保護の啓蒙に努めるものとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合は市長あてに申請し、許可が必要となる。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

森林の区域	備考
該当なし	

- (2) その他
特になし。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

八溝多賀地域森林計画の「保健機能森林の区域の基準」に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを、次のとおり定める。

保健機能森林の区域

森林の所在			森林の林種別面積 (ha)						備 考
位置	林班	小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
高 部	166	123、146、 147、 151～159、 190、200、 203、206	54.31	52.40	1.91	—	—	—	花立 自然 公園
鷺 子	178	73～75、 80、89、 92、97、 98	6.35	6.35	—	—	—	—	鷺子山
小瀬沢 上小瀬	333	1～81、 83～115	121.47	33.05	87.79	0.19	0.44		緒川 ふれ あいの森
	334	14、15、 25～30、 36～66、 70～77、 83、84、 90～92、 97～106、 108							
	359	75～108、 110							
	360	1～45、 65～70、 97～99、 102							
	361	10～23、 27、28、 36～55、 75、81							
合 計			182.13	91.80	89.70	0.19	0.44	—	

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

八溝多賀地域森林計画の「保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針」に基づき、次のとおり定める。

造林、保育、伐採その他び施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
伐 採 造 林	択伐を原則とする。 伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2年以内に更新を完了するものとする。
植 栽 保 育	植栽は、できるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するものとする。 雑草木類の繁茂状況に応じ毎年1回以上行うものとする。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

八溝多賀地域森林計画の「保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針」に基づき、次の(1)、(2)の事項について定める。

(1) 森林保健施設の整備
特になし。

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高 (m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項
特になし。

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切な計画を定めるものとする。

ア IIの第2の3の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽」

イ IIの第4の「公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」

ウ IIの第5の3の「森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項」
及びIIの第6の3の「共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項」

エ IIIの「森林の保護に関する事項」

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

次のとおり定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)	備考
大宮①	59、60、67～76	411.57	下岩瀬・下村田・上岩瀬・根本・泉・ 宇留野・岩崎・上大賀・富岡・小倉・ 塩原・辰ノ口・鷹巣
大宮②	20、25～32、35、37、 38、61～66	659.47	東野・八田・抽ヶ台町・若林・三美・ 小野・栄町・中富町・南町・下町・ 石沢・野中町・田子内町・姥賀町・ 北町・高渡町・鷹巣
大宮③	1～19、21～24	674.78	北塩子・西塩子・照田・東野
大宮④	33、34、36、 39～58	689.05	若林・三美・小野・小場・下村田・ 上村田・石沢・泉
山方①	77～94、102～126	2,931.94	久隆・盛金・舟生・山方・野上・長沢・ 長田
山方②	95～101、127～162	2,421.74	盛金・諸沢・北富田・照山・西野内
美和①	170～189	1,025.37	鷺子
美和②	163～169、190～224	2,174.59	高部・小田野・下桧沢
美和③	243～273	1,519.27	上桧沢・下桧沢
美和④	225～242、274、275	946.28	氷之沢
緒川①	276～329、336～341	2,641.98	大岩・小舟・油河内・千田・入本郷・ 松之草・吉丸
緒川②	330～335、342～376	1,325.66	小玉・小瀬沢・那賀・国長・ 上小瀬・下小瀬
御前山①	377～404	1,043.44	野田・長倉・秋田・中居・金井・ 門井・野口・野口平
御前山②	405～430	1,117.27	上伊勢畑・下伊勢畑・桧山

※上記の森林の区域を、付属資料の概要図に図示する。

2 生活環境の整備に関する事項

森林整備の基盤としての役割だけではなく、地域の生活環境の向上等を図るために、以下の施設の整備を図る。

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
林道	諸沢	4. 4 km	1	奥久慈グリーンライン林道 持方上山線
	諸沢、北富田	1. 1 km	2	諸沢北富田線

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

森林資源の有効活用と地域林業の振興を図るため、公共温浴施設に木質バイオマスボイラーを整備するとともに、間伐等で発生する未利用材をチップ化し、熱源として利用しているが、この取組をより一層推進する。

また、市産材を活用した木造住宅の建設を推進する。

さらに、森林湖沼環境税を活用し本市の森林資源の保全や森林教育の推進等を図ることとする。

また、特用林産物のうち、本市のしいたけをはじめとする原木きのこの生産については、農家の副収入源として、また、広葉樹を原木として有効活用することにより、里山林の適正な環境が確保されてきた。しかし、東京電力福島第一原発事故による放射性物質の影響により、原木林として利用することが難しい状況となっている。広葉樹林が放置されることによる病虫害発生など、里山林等の荒廃も懸念されるため、県と連携し、市内広葉樹林の放射性物質量の把握に取り組みながら、原木しいたけ生産の再開に取り組む。

そして、漆については、茨城県は国内生産量第二位を誇り、特に本市で生産される漆は「奥久慈漆」として、その一翼を担ってきた。しかしながら、市内の漆掻き職人等は減少傾向にある。生産振興を図るため、漆掻き職人の育成や確保に取り組むとともに、漆の植栽を推進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

農村景観の保全及び身近な森林レクリエーションの利用の場として、森林整備を推進していく。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）		将来		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
該当なし					

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取組に関する事項

緑の募金活動等の緑化運動の展開により普及啓発を図るとともに、体験研修や森林ボランティア活動についての受け入れに関する情報の提供等を通じて住民参加の森林づくりを推進していく。

(2) 上下流連携による取組に関する事項

本市は久慈川及び那珂川が貫流し、また、中央に玉川及び緒川が貫流しており、本市において貴重な水源となっている。このような観点から、下流の地域住民や各種団体等へ分収造林計画を利用した水源の森林造成に参加してもらえるように積極的に働きかけることとする。

(3) その他

特になし。

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

森林所有者から森林の経営管理の意向を調査し、森林所有者自らが森林経営を実行できない場合には市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については茨城県意欲と能力のある林業経営体に再委託し、林業経営に適さない森林については市が経営管理を行う。

7 その他必要な事項

(1) 市有林の整備

本市が、現在人工林を中心に所有している森林の管理を、常陸大宮市森林組合等に委託し、整備に消極的な森林所有者等の模範となるべく、先進的、かつ積極的に各種事業に取り組むこととする。

(2) 法令による施業の体制

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林については、当該制限に従って施業を行わなければならない。

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態

	年次	総計			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	R3	38,898 (100.0)	19,223	19,675	3,591	1,844	1,747	4,136	2,164	1,972
	R4	38,318 (98.5)	18,953	19,365	3,512	1,771	1,741	3,962	2,106	1,856
	R5	37,681 (98.3)	18,636	19,045	3,343	1,667	1,676	3,888	2,067	1,821
構成比 (%)	R3	100.0	49.4	50.6	9.2	4.7	4.5	10.6	5.6	5.1
	R4	100.0	49.5	50.5	9.2	4.6	4.5	10.3	5.5	4.8
	R5	100.0	49.5	50.5	8.9	4.4	4.4	10.3	5.5	4.8

	年次	30～44歳			45～64歳			65歳以上		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実数 (人)	R3	5,475	2,892	2,583	10,378	5,256	5,122	14,724	6,743	7,981
	R4	5,317	2,791	2,526	10,114	5,152	4,962	14,819	6,809	8,010
	R5	5,037	2,617	2,420	9,988	5,107	4,881	14,777	6,800	7,977
構成比 (%)	R3	14.1	7.4	6.6	26.7	13.5	13.2	37.9	17.3	20.5
	R4	13.9	7.3	6.6	26.4	13.4	12.9	38.7	17.8	20.9
	R5	13.4	6.9	6.4	26.5	13.6	13.0	39.2	18.0	21.2

- (注) 1. 資料は、常住人口調査（4月1日基準）、最近3回の年とする。
 2. 総数の計の()内には隔年次の比率を記入する。

② 産業部門別就業者数等

	年次	総数	第1次産業				第2次産業		第3次産業	分類不能の産業
			農業	林業	漁業	小計	うち木材・木製品製造業			
実数 (人)	H22	21,675	2,336	62	1	2,399	6,639		12,329	308
	H27	20,344	1,948	87	0	2,035	6,314		11,778	217
	R2	18,886	1,413	79	0	1,492	5,467		11,027	900
構成比 (%)	H22	100.0	10.8	0.3	0.0	11.1	30.6		56.9	1.4
	H27	100.0	9.6	0.4	0.0	10.0	31.0		57.9	1.1
	R2	100.0	7.5	0.4	0.0	7.9	28.9		58.4	4.8

- (注) 1. 資料は、国勢調査、結果が公表されている最近3回の年次とする。
 2. 総数の計の()内には各年次の比率を記入する。

(2) 土地利用

	年次	総土地 面積	耕地面積					林野面積		
			計	田	畑		樹園地	計	森林	森林以外 の草生地
					畑のうち 牧草占用地					
実数 (ha)	H22	34,845	2,275	1,416	799	67	60	21,588	21,476	112
	H27	34,845	2,100	1,303	753	243	44	21,542	21,446	96
	R2	34,845	1,684	1,166	480	62	38	21,900	21,804	96
構成比 (%)	H22	100.0	6.5	4.1	2.3	0.2	0.2	62.0	61.6	0.3
	H27	100.0	6.0	3.7	2.2	0.7	0.1	61.8	61.5	0.3
	R2	100.0	4.8	3.3	1.4	0.2	0.1	62.8	62.6	0.3

(注) 1. 資料は、各年農林業センサスとする。

2. 「草地面積」は、「永年牧草地」「採草地」「放牧地」の計を記入する。ただし、「山林のうち牧草地、放牧地」は除く。

3. 構成比は、空欄のない最近年次について算出する。

(3) 森林資源の現況等

① 保有者形態別森林面積

保有形態	総面積		立木地			人工 林率 (B/A)	
	面積(A)	比 率	計	人工林(B)	天然林		
総数	22,132ha	100.00%	21,692ha	11,762ha	9,930ha	54.22%	
国有林	2,550	11.52	2,550	2,054	496	80.55	
公 有 林	計	717	3.24	712	490	222	68.82
	都道府県有林	212	0.96	212	176	36	83.02
	市町村有林	505	2.28	500	314	186	62.80
私有林	18,865	85.24	18,430	9,218	9,212	50.02	

(注) 国有林については森林管理局の資料により、私有林については林政課の資料により記入する。

② 保有山林面積規模別林家数

面積規模	林家数	面積規模	林家数	面積規模	林家数
～ 3ha	4	10 ～ 20ha	9	50 ～ 100ha	2
3 ～ 5ha	10	20 ～ 30ha	2	100 ～ 500ha	2
5 ～ 10ha	13	30 ～ 50ha	5	500ha 以上	0
総数					47

(注) 資料は、2020年農林業センサスより。

③ 林道の状況

区分	路線数	延長(km)	林道にかかる利用 区域面積 (ha)	林道密度 (m/ha)
民有林林道	66	107,369.7	3,746	28.7

(4) 林業機械等設置状況

区分	総数	公有林	森林 組合	会社	個人	その 他	備考
集材機	2			2			
モノケーブル							ジグザグ集材施設
リモコンウインチ							無線操縦による木寄機
自走式搬器							リモコン操作による 巻き上げ搬器
バックホウ	5		3	2			
運材車							林内作業車
ホイールトラクタ							主として索引式集材用
動力枝打機							自動木登式
トラック	14		3	11			主として 運材用のトラック
グラップルクレーン							グラップル式の クレーン
バケットグラップル	1		1				
グラップルローダ	2		2				
フォークリフト	6		4	2			
フォークローダ	1		1				
小計	31		14	17			
(高性能機械)							
フェラーバンチャ	6			6			伐倒、木揃用の自走式
スキッド	2			2			索引式集材車輛
プロセッサ	4		3	1			枝払、玉切、集積用自 走機
グラップルソー	17		4	13			
ハーベスター	4			4			伐倒、枝払、玉切、 集積用自走機
スイングヤーダ	1		1				
フォワーダ	12		4	8			積載式集材車輛
タワーヤーダ	1		1				タワー付き集材機
ザウルスロボ	6		2	4			
小計	53		15	38			
合計	84		29	55			

(注)1. 林業機械等の種類は適宜追加する。

2. 単位は、林業機械等の種類により適宜定める。